

個人情報保護法について

1980年 OECDプライバシーガイドライン（8原則）

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告 (1980年9月23日)

原則1 収集制限の原則

個人データを収集には制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らせめ又は同意を得た上で、収集されるべきである

原則2 データ内容の原則

個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきである。

原則3 目的明確化の原則

個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないかつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。

原則4 利用制限の原則

個人データの主体（本人）の同意がある場合、又は法律の規定による場合を除いて、個人データをその目的以外の目的のために利用してはならない。

原則5 安全保護の原則

個人データは、その紛失もしくは破壊・使用・改ざん、漏えいなどの危険に対して、合理的な安全管理措置により保護されなければならない。

原則6 公開の原則

個人データの収集を実施する方針などを公開し、データの存在やその利用目的、管理者などを明確に示すべきである。

原則7 個人参加の原則

データの主体が、自分に関するデータの所在やその内容を確認できるとともに、異議を申し立てることを保証すべきである。

原則8 責任の原則

データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。



世界の多くの国の個人情報保護法の立法にその考え方が採用される

日本のプライバシー・個人情報保護論議のあゆみ

- ▶ 1988年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」の制定
- ▶ 1999年 高度情報通信社会推進本部（本部長：内閣総理大臣）に個人情報保護検討部会（座長：堀部政男教授）を設置
- ▶ 2003年5月30日 個人情報保護法公布
- ▶ 2005年4月1日 個人情報保護法全面施行
認定個人情報保護団体による自主規制を導入。

個人情報保護法関連法体系イメージ

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

【対象】民間事業者

ガイドライン

Q&A

<民間分野>

行政機関
個人情報
保護法

国の行政機関

独立行政法人等
個人情報
保護法

独立行政法人
等

個人情報
保護条例

地方公共団体
等

<公的分野>

個人情報保護法の目的

第1条（目的）

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、**個人情報の適正な取扱いに関し**、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の**個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。**

第3条（基本理念）

個人情報は、**個人の人格尊重の理念**の下に慎重に取り扱われるべきであることにかんがみ、その**適正な取扱い**図られなければならない。

個人情報保護委員会の任務と独立性

第5章 個人情報保護委員会

第60条（任務）

委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（中略）を任務とする。

第61条（所掌事務）

委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び推進に関すること。

二～九（略：個人情報保護法に基づく監視監督業務等、マイナンバー法に基づく監視監督保護評価等、個人情報保護に係る広報啓発調査研究、国際協力、その他法令に基づく事務）

（参考）

第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（略）を定めなければならない。

2 （略）

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

（以下略）

第62条（職権行使の独立性）

委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

個人情報保護法の主な規定（事業者の義務と本人の権利）

1. 個人情報の定義 (§2) ※青字は平成29年施行改正個人情報保護法関連項目
個人情報、**個人識別符号**、**要配慮個人情報**
2. 取得・利用
利用目的の特定 (§15)、利用目的による制限 (§16)、適正な取得 (§17)、取得に際しての利用目的の通知等 (§18)、データ内容の正確性の確保等 (§19)
3. 管理
安全管理措置 (§20)、**従業者の監督** (§21)、**委託先の監督** (§22)
4. 第三者提供等
第三者提供の制限 (§23)、**外国にある第三者への提供の制限** (§24)、**第三者提供に係る記録の作成等** (§25)、**第三者提供を受ける際の確認等** (§26)、**保有個人データに関する事項の公表等** (§27)、**匿名加工情報** (§36-39)
5. 本人の関与（1 から 3 における関与以外）
開示 (§28)、**訂正・追加・削除** (§29)、**利用停止・消去** (§30)、理由の説明 (§31)
6. 苦情の処理 (§35)

個人情報保護法の主な規定（執行、適用範囲）

7. 監督等

※青字は平成29年施行改正個人情報保護法関連項目

報告及び立入検査（§40）、指導助言（§41）、勧告及び命令（§42）、罰則（§82-88（§83個人情報データベース等提供罪））

8. 民間団体による個人情報の保護の推進（§47-58）

9. 適用範囲（§75）

（略）の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

10. 適用除外（§76条）

報道機関による報道、著述業を行う者による著述、大学等研究機関やこれに所属する者による学術研究、宗教団体による宗教活動、政治団体による政治活動

※必要な措置を自ら講じ、措置内容を公表する努力義務あり。

※個人情報保護委員会の権限行使の制限（§43）

12. 外国執行当局への情報提供(§78)